

茨大社第108-01号
平成23年 1月20日

各部局長 殿

理事・副学長（学術担当）
発明審査委員会
委員長 神 永 文 人
（公印省略）

職務発明に関する学内での発表時における留意点について（通知）

我が国の特許制度においては、例え発明者自身やその関係者の発表行為であっても特許出願より前に研究成果を公知にしまうと、原則として特許を受けることができません。他方、大学においては、教員と学生との共同発明について、出願前に学内の研究集会等で発表することが生じることがあります。その結果、大学からの特許出願において、特許の内容が学内での研究・教育活動により公知とされ、特許として認められないという事態が発生することが多々あります。

このことから、下記のとおり留意事項を示しますので、各部局内関係者に対し周知願います。

記

1. 特許出願前に発明に関する情報を含む研究成果を公知にすると、一般的には新規性を喪失し、特許を取得することができなくなります。
したがって、研究成果を公表する前に特許出願を行うことが原則です。
2. 仮に特許出願前に発表する必要がある場合には、その発表会等は「非公開（要、機密保持誓約）」とすることが必須です。
3. 例外的に機密保持が担保できない場合でも、国立大学法人茨城大学の主催する発表会等において発表した場合には、例外規定の適用申請が可能な場合もあります。ただし、本人の出願以前に他人の出願が有った場合には特許取得ができませんし、同様の例外規定制度の無い外国への出願はできない、など多数のリスクが生じます。
なお、学部や学科レベルで主催する発表会等に対しては例外規定の適用申請はできません。必ず、大学主催であることが必須です。

問い合わせ先	産学官連携イノベーション創成機構
	知的財産部門 電話：5323 E-mail: chizai@mx.ibaraki.ac.jp
	産学連携室 電話：5003 E-mail: sangaku@mx.ibaraki.ac.jp